

令和 8 年 2 月 6 日

関係団体・関係機関の長 様

長崎県医療政策課長

(公 印 省 略)

令和 7 年度補正予算（医療・介護等支援パッケージ、出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援）のうち「分娩取扱施設支援事業」、「小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設・産科施設）」に係る事業計画の提出について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 7 年度厚生労働省補正予算のうち、下記の「分娩取扱施設支援事業」、「小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」、「地域連携周産期支援事業（産科施設）」について、国への事業計画提出及び県の予算編成の参考とするため、令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時までに別添様式の経費所要額調のご提出をお願いいたします。

記

Ⅰ. 分娩取扱施設支援事業

（１）目的

分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる周産期医療体制の確保を図る。

（２）補助対象

アからウの要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの分娩取扱件数が 25 件以上であること

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること

ウ 令和 6 年度における分娩取扱件数が、令和 5 年度における分娩取扱件数を 5 % 以上下回っていること

（３）交付額

① 基準額

Ⅰ 施設当たり、1,160,000 円×分娩取扱件数減少率（%）（※）

② 対象経費

令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率（％）/100（※）

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※（令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数）／令和5年度の分娩取扱件数×100（小数点以下は切り捨て、15％を上限とする）

（４）留意事項

本事業においては、令和7年度に下記補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

※ 本県では、該当する医療機関はありません。

イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

ウ 本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

※ 重複申請不可となります。

2. 小児医療施設支援事業

（１）目的

入院患者数が減少している小児医療の拠点となる病院に対して、小児入院診療を継続するための支援を行い、小児人口が減少するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる小児医療体制の確保を図る。

（２）補助対象

ア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たす病院における小児入院診療の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院に相当すると都道府県知事が認めていること

※ 本県では、長崎大学病院・長崎医療センターが小児中核病院となります。

イ 交付申請日時点において、令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児地域医療センターに相当すると都道府県知事が認め、入院を要する二次救急医療機関として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整え、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること

※ 本県では、長崎みなとメディカルセンター・佐世保市総合医療センターが小児地域医療センターとなります。

ウ 令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていること

エ 診療報酬上の小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）について、交付申請日時点において、地方厚生（支）局に届出を行い、受理されていること

（3）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1 施設当たり、105,200円×入院患者減少率（%）（※1）×病床数（※2）

② 対象経費

令和7年度における、交付申請する小児病床に従事する医師・看護師・看護補助者に係る次に掲げる経費×入院患者減少率（%）/100（※1）

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2分の1

※1（令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数－令和6年度の15歳未満の延べ入院患者数）／令和5年度の15歳未満の延べ入院患者数×100（小数点以下は切り捨て、10%を上限とする）

※2 交付申請日時点における小児入院医療管理料（管理料1、管理料2又は管理料3に限る）の届出病床のうち、病院の運用規定等により小児専用として指定されている数

（4）留意事項

本事業においては、交付申請日時点において以下に該当する病床は、交付の対象外とする。

ア 休床中の病床

イ 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」の別添「救急医療対策事業実施要綱」に規定する小児救命救急センターにおける「専用病床」、及び地域小児救命救急センターにおける「小児救急患

者の治療を行う病室」に該当するもの

※ 本県では対象施設ありません。

ウ 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業により補助対象となるNICU及びGCU

3. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

（1）目的

分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して、分娩取扱の継続に必要な経費の一部を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持を図る。

（2）補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和 7 年度において、分娩取扱実績があること
- ② 令和 7 年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が 2 以下である二次医療圏に所在すること

※ 本県では、県南医療圏・五島医療圏・対馬医療圏が該当します。

- ③ 令和 7 年度において、妊産婦の健康診査を実施していること
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること

（3）交付額

次の①から③により算出された額により、予算の範囲内で交付する。

① 基準額

1 施設当たり

ア 分娩取扱期間 年間 9 月以上 11,246 千円

イ 分娩取扱期間 年間 6 月以上 9 月未満 7,500 千円

ウ 分娩取扱期間 年間 6 月未満 3,700 千円

② 対象経費

令和 7 年度における、分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる経費

ア 職員基本給

イ 職員諸手当

ウ 諸謝金

エ 社会保険料

③ 補助率

2 分の 1

(5) 留意事項

- ① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。
 - ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されたものの
※本県では対象となる施設ありません。
 - イ 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - ウ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- ② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。
- ③ **県の補助が必須（国補助額上限は県補助額）ですが、長崎県での予算措置は未定です。**

4. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 目的

分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図る。

(2) 補助対象

本事業は、以下の要件をすべて満たすと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた産科医療機関における施設整備及び設備整備に係る経費の一部を補助対象とする。

- ① 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
- ② 令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
- ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

(3) 交付条件

① 施設

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものを補助対象とする。

② 設備

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものを補助対象とする。

(4) 交付額

① 施設

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

Ⅰ施設当たり 7,239 千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

ウ 補助率

2分の1

② 設備

次のアからウにより算出された額により、予算の範囲内で交付する。

ア 基準額

Ⅰ施設当たり 4,630 千円

イ 対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費
(超音波診断装置、診察台(内診台)、分娩監視装置)

ウ 補助率

2分の1

(5) 留意事項

① 令和7年度に下記補助金の交付を受ける産科医療機関は、交付の対象外とする。

ア 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

イ 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)

② 交付を受ける産科医療機関は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

③ 1/2 は自己負担となります(国 1/2 負担の予定ですが全国医療機関の申請状況により、国負担が1/2を下回り、自己負担が1/2を上回る可能性がございます)。

4. 提出方法

活用を希望する事業の「経費所要額調」を s040308@pref.nagasaki.lg.jp へメールにて提出。

※「経費所要額調」ファイル及び説明資料は、県のホームページからダウンロードいただけます。

ホーム>分類で探す>福祉・保健>医療>助成制度のご案内>「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設・産科施設）」

5. 留意事項

- ・全国の医療機関からの申請状況や県予算の都合により、支給額を調整される場合があります。

6. 提出期限

令和8年2月20日（金）17時

※ 活用を予定していない場合や支給要件を満たさない場合は、ご提出は不要です。

※ 厚生労働省への提出期限が定められているため、照会期間が短く大変恐縮ですが、提出期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

7. 添付資料

- ・経費所要額調べ 5種
- ・【説明資料】出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援

【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部医療政策課

地域医療班 荒木

TEL：095-895-2462

E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp